

第8回性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議・
第13回こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議 合同会議
議事概要

(開催要領)

- 1 日 時 令和5年7月26日(水) 10:00～10:30
- 2 場 所 中央合同庁舎8号館6階623会議室
(オンライン会議システム併用)
- 3 出席者 ※ [] は代理出席者
 - 1) 性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議
議 長 内閣府特命担当大臣(男女共同参画)
議長代理 内閣府男女共同参画局長
構 成 員 こども家庭庁成育局長
同 こども家庭庁支援局長
同 警察庁刑事局長
同 法務省大臣官房政策立案総括審議官
同 法務省刑事局長
同 文部科学省総合教育政策局長
同 厚生労働省社会・援護局長
 - 2) こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議
議 長 内閣府特命担当大臣
(こども政策 少子化対策 若者活躍 男女共同参画)
構 成 員 内閣官房内閣審議官 [内閣参事官(副長官補付)]
同 内閣府男女共同参画局長
同 警察庁生活安全局長
同 こども家庭庁成育局長
同 こども家庭局支援局長
同 総務省総合通信基盤局長 [総務省情報流通行政局情報流通
振興課情報流通適正化推進室課長補佐]
同 法務省刑事局長
同 法務省人権擁護局長
同 外務省総合外交政策局長 [外務省総合外交政策局参事官]
同 文部科学省総合教育政策局長
同 厚生労働省社会・援護局長
同 経済産業省商務情報政策局長 [経済産業省商務情報政策局
情報経済課企画官]
同 観光庁次長 [観光庁観光産業課旅行業務適正化指導室長]

(議事次第)

1 開 会

2 議 題

(1) こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ (案) について

(2) 児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置についての一部を改正する決定 (案) について

3 閉会

(配布資料)

資料1 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ」のポイント

資料2 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ (案)」の概要

資料3 こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ (案)

資料4 児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置についての一部を改正する決定 (案)

資料5 こどもの性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置について (案)

(議事概要)

○ 議題1 「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ (案) について」について、資料1に基づき議長である小倉内閣府特命担当大臣から、以下のとおり説明があった。

繰り返し申し上げますが、こどもや若者に対する性暴力・性犯罪は極めて悪質な行為であって、断じてこれを許すことはできません。政府としては、これまでも「性犯罪・性暴力対策の更なる強化の方針」や「子供の性被害防止プラン2022」などにより様々な対策を講じてまいりましたが、依然として多くのこどもや若者が性犯罪・性暴力の被害に遭ってしまっています。過去3年の犯罪統計を見ましても、こどもや若者が被害者となる強制性交等罪の認知件数は増加しており、1月から6月、今年の前半の暫定値も昨年同時期を上回っております。

加えて深刻なのは、こどもの性被害が潜在化しやすいことにあります。こどもの頃に様々な形で性被害を受けた複数の当事者と私も面会をしましたが、そこでは、そもそもこどもの頃に性被害に遭った場合はそれが性被害であること自体を認識できないこと、また、認識できたとしても周囲の大人たちに被害を申告しづらいことなどを伺いました。片やこどもの頃の性被害は、成長して大人になってからも長くそのトラウマに苦しむということも伺いました。そして、こどもの性被害はどこでも起こり得る危険性もあります。

したがって、どのような状況に置かれたこどもや若者であっても、性被害を受けることのない社会をつくる必要があります。こうした認識の下で、今回の合同会議では、有識者や自治体などのヒアリングや被害当事者の方々との面会を集中的に行い、改めて関係府省と一体となってあらゆる課題を洗い出した上で、課題の解決に向けて一気に施策を前進させる対策を取りまと

めました。これからそのポイントをお示しいたします。

まずは加害を防ぐ観点から、こども・若者の未熟さや立場の弱さを利用した性加害が繰り返されることを踏まえ、いわゆる性交同意年齢の引上げや、経済的又は社会的関係上の地位に基づく影響力によって不利益を憂慮させること等を不同意性交等罪の要件として具体的に列挙するなど、こどもや若者に対する性犯罪のよりの確な処罰を可能とした改正刑法等の下で、その趣旨及び内容を広く国民に周知するとともに、こどもや若者に対する性犯罪について厳正な対処をしてまいります。また、親族関係、雇用関係、師弟関係等といった加害者の被害者に対する強い影響力を利用した事犯などについて、全国で取締りを強化いたします。あわせて、匿名通報事業の対象を変更・拡大し、一層の周知も図ってまいります。

続きまして、同じく加害を防ぐという観点から、特にこどもが長く過ごす場での性被害の未然防止や早期発見のため、日本版DBS導入に向けて、早期の法案の国会提出を目指し、検討を加速すると同時に、保育所等における虐待事案に対して通報義務等を設けることを内容とする児童福祉法改正の検討にも取り組みます。

さらに、加害を防ぐ観点と併せて、被害に遭った際にこども自身がそれを認識し、相談しやすくするという観点から、学校で性被害防止などを教える「生命（いのち）の安全教育」の全国展開を進めるとともに、小学生や未就学児等を対象としたプライベートゾーンなどの啓発キャンペーン活動を実施いたします。同じく、相談しやすくするという観点から、特に保護者において、こどもの被害に気づくことや適切な対応が難しいという課題への対処としまして、保護者として身につけることが望ましい知識、具体的には、こどもが性被害に遭った際のサインや、こどもから話を聞く場合には「記憶の汚染」を避ける必要があること、相談先などを盛り込んだ啓発資料等を直ちに作成し、子育て支援の場等を通じて保護者への啓発を進めます。

加えて、今般の緊急対策では、分野を絞って議論してきたものではございませんが、合同会議のヒアリングでは、有識者から男性の被害や文化芸術分野におけるハラスメントの状況や対策の必要性等についての指摘があったことも踏まえて、被害者の性別や状況を問わず、相談しやすくするという観点並びに支援を強化するという観点から2つの強化策を講じさせていただきます。

1つ目としては、男性・男児への相談支援の知見が十分に蓄積されておらず、また、男性の被害に関する誤解などにより、被害に遭っても相談しにくいという課題を踏まえまして、9月中を目途に、男性・男児のための性暴力被害者ホットラインを初めて開設し、相談を受け付けたいと思っております。

2つ目としては、こどもや若者が文化芸術分野で活動をする際、契約関係の明確化や安心・安全な環境が必要であることを踏まえて、文化芸術分野における相談窓口を設置し、弁護士による契約やハラスメントを含むトラブルなどに対する助言や関係機関の紹介なども行ってまいります。

最後に、これらの強化策全体に関わる取組として、まず8月及び9月、来月、再来月を政府を挙げた緊急啓発期間と位置づけて、改正刑法等の趣旨・内容など、相談窓口、そして第三者が被害に気づいたときの適切な対応など

について強力に情報発信を行いたいと考えております。また、こどもや若者の性被害の実態などについて、継続的かつ的確に把握をし、実証的な政策立案も併せて進めてまいります。

このポイントにお示したもののほか、本パッケージには、相談しやすくすることや、支援の強化といった観点から、若い世代が利用しやすいよう、SNSなどによる相談の推進、学校などにおける支援の充実や医療的支援の充実なども併せて盛り込んでおります。

この合同会議を通して、こどもや若者の被害を繰り返してはならないという強い決意を関係府省で共有することができました。これまでの対策の着実な実行に加えまして、本パッケージもできるものから直ちに実行していただきたいと思っております。

具体的には、改正刑法の趣旨・内容の周知や全国での取締りの強化につきましては、先行して着手していただいていると伺っております。小学生などに向けたプライベートゾーンの啓発キャンペーン活動については、来月中を目途に着手したいと考えております。保護者向けの啓発資料は直ちに作成し、作成後、速やかに保育所などの子育て支援の場などを通じて周知に取り組む予定でもあります。男性・男児のための性暴力被害者ホットラインについては、先ほど申し上げたように9月中を目途に開設する予定でありますし、日本版DBS導入や児童福祉法改正については、それぞれ可能な限り早期の法案の国会提出を目指してまいりたいと考えております。

このほか、今後の検討を要するものについては、具体化を図った上で、年内を目途に策定することとされております「こども大綱」にも盛り込めるよう検討を進めてまいります。

これらの緊急対策を通じて、これまでの対策で残されてきた課題を解決し、こどもや若者が性被害に遭うことなく安心して過ごすことができる社会の実現に取り組んでまいりたいと思っておりますので、関係府省の皆様方には更なる御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

○資料3「こども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージ（案）」について、構成員より異議なく了承され決定された。

○構成員のうち、法務省政策立案総括審議官、警察庁生活安全局長、文部科学省総合教育政策局長、こども家庭庁成育局長、こども家庭庁支援局長、内閣府男女共同参画局長から、緊急対策パッケージを踏まえた今後の取組方針等について、それぞれ発言があった。

○議題2（こどもの性的搾取等に係る対策に関する関係府省連絡会議のみに関する議題）として、「児童の性的搾取等に係る対策に関するワーキンググループの設置についての一部を改正する決定（案）について」について、資料4、5に基づきこども家庭庁成育局長から説明があり、資料4のとおり了承され決定された。

○最後に、小倉内閣府特命担当大臣から、以下のとおり挨拶があった。

本日、先ほど説明いたしました、子ども・若者の性被害防止のための緊急対策パッケージを決定いたしました。

この合同会議における検討を通じまして、子どもや若者の性被害の特徴を十分に踏まえた対策の必要性や周りの大人による適切な対応なども含め、社会全体でこの問題に取り組んでいくことの重要性について改めて確認することができたと考えております。

また、先ほども申し上げたとおり、有識者や自治体などのヒアリングや被害当事者の方々との面会を集中的に行い、改めて関係府省と一体となつてあらゆる課題を集中的に洗い出し、課題の解決に向けて一気に施策を前進させる対策を取りまとめることもできました。

ヒアリングに御協力をいただいた有識者、支援者などの皆様、面会に御協力をいただきました当事者の方々には、この場をお借りいたしまして、改めて感謝を申し上げたいと思います。

昨今、子どもや男性の性被害に対する社会的な関心が高まっている中で、より一層の対策の強化を求める声が拡大していると私どもは受け止めております。年齢や性別にかかわらず、また、どのような状況に置かれた子どもや若者であっても、性被害に遭うことは決してあってはなりません。全ての子どもや若者が安心して過ごすことができる社会を実現するためには、対策を取りまとめるだけではなくて、まさにそれを実行していくことこそが重要であります。

関係府省の皆様には、先ほども申し上げましたが、まずこのパッケージのうち、具体的な取組については速やかに、かつ着実に実行していただくようお願いを申し上げます。また、パッケージの中で施策の方向性を示したものについては、更なる具体化のため、検討を深めていただきたいと思いますと考えております。

関係府省の皆様方からは、今回の会議でパッケージの諸施策を速やかに実現したいとの発言もございました。今回の合同会議で構成員の皆様がそれぞれのお立場で子どものために何ができるかを真摯に考えていただいたおかげで、1か月余りの短期間ではありましたが、従来よりもかなり踏み込んだ対策となったと考えております。関係府省の皆様にも、この御協力に感謝を申し上げますと同時に、引き続き、私の下でパッケージの進捗状況につきましてチェックをさせていただきたいと思っております。

子どもや若者の性被害を防止するための施策は、次世代を担う子どもたちが健やかに成長できる社会を築く上で、その前提となるものであります。今後も被害実態等の的確な把握と実証的な政策立案に努め、果敢に施策に取り組んでまいりたいと思っております。関係府省の皆様、幹部の皆様におかれましては、引き続き御協力をお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。御協力どうもありがとうございました。これからもよろしくお願い申し上げます。

(以上)